明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○保険業法第百八十五条第一項の免許に関する件（**内閣府**一）　一
○市の境界変更の件（**総務**一二）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**二二）　三
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（**同**二三）　三
○司法書士法第三条第二項第一号の規定による研修の指定に関する件（**同**二四）　三
○日本国に帰化を許可する件（**同**二五）　三
○性感染症に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件（**厚生労働**一九）　五
○薬事法施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件（**同**二〇）　七
○保安林の指定をする件（**農林水産**一三九～一五三）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**九九）　八
○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**一三）　八
○道路に関する件（**四国地方整備局**二、三）　八
○道路に関する件（**北海道開発局**四）　八

〔**国会事項**〕

〔**皇室事項**〕

〔**官庁報告**〕

労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（東京労働局最低賃金公示一～三）　九

国家試験
平成二十四年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験合格者（公認会計士・監査審査会）　九

〔**公　告**〕

諸事項

官庁
財団、有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等
警察共済組合役員の就・退職、企業年金基金合併関係

地方公共団体
教育職員免許状失効関係

会社その他

告　示

○内閣府告示第一号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条第一項の規定に基づき、ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエイション・リミテッドが日本において保険業を行うことを平成二十四年一月十一日付けをもって免許したので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　外国損害保険会社等の商号、本店の所在地及び設立の年月日

商　号　ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエイション・リミテッド

本店の所在地　グレートブリテン及び北アイルランド連合王国　ザ・キーサイド、ニューカッスル・アポン・タイン市、エヌ・イー1　3ディー・ユー

設立の年月日　一八八六年二月十七日

二　外国損害保険会社等の設立に当たって準拠した法令を制定した国の国名

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

三　外国損害保険会社等の日本における代表者の氏名及び住所

氏　名　福元　邦雄

住　所　東京都江東区白河二丁目二十二番一号　五百二十一号室

四　免許の種類

外国損害保険業免許

五　外国損害保険会社等の日本における主たる店舗

東京都中央区京橋一丁目十七番二号　昭美京橋ビル八階

○総務省告示第十二号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、山形県山形市と上山市との境界を次のとおり変更する旨、山形県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十四年二月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十四年一月十九日

総務大臣　川端　達夫

山形市に編入する区域

上山市金瓶字狼石山六の一部、一二の一部、一五の一、一五の二、二四の二七、二四の三六の一部、二四の三七の一部、二四の六三の一部、二四の六六の一部、二四の九四の一部、二四の九五の一部、二四の一二一の一部、二四の一六三、二四の一六七の一部、四三から四五までの各一部、五一の一部、五四の一部、五五の一部、五六、六五から六七まで、字高谷山二四の一部、二五の一、二五の二の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の一部

上山市に編入する区域

山形市大字松原字坂ノ上七一三の一、七一三の二、七一六の一、七一六の二、七一六の三の一部、七一六の四、七一六の六の一部、七一六の七の一部、七一六の八から七一六の一一まで、七二〇の一の一部、七二〇の二の一部、七二一の一の一部、一六三一の二の一部、一六三一の一三、一六三一の一四から一六三一の一六三四の二の一部、一六三九の一の一部、一六三九の二、一六三九の三の一部、一六三九の四、一六三九の五、一六四〇の一部、一六四〇の七の一部、一六四一の一部、一六四四の二の一部、一八八三の五、一八八三の六の一部、一八八六の二四の一部、一八八六の二五、字大明神山七三〇の一の一部、七九九の四の一部、一八九四の六の一部、字原一九一六の一の一部、一九一八、一九一九の二の一部、一九二一の一部、一九二七の一部、一九二九の一部、一九四八の一部、一九四九及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部